

## 大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する取扱要項

改正

平成14年	5月16日
教授会	裁定
平成15年	5月15日
学長	裁定
平成16年	4月1日
平成22年	2月9日
平成23年	2月9日
平成26年	3月20日
平成31年	4月19日
令和3年	7月1日
令和4年	2月18日

この取扱要項は、鹿屋体育大学学則第29条に規定する大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関し、学修の種類、単位数、手続きの方法等について定める。

- 1 本学が教育上有益と認め、本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる学修は、別表に定めるものとする。
- 2 単位の認定を願い出ることができる者は、別表に定める学修に合格した者とし、願い出の場合は、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願（別紙様式）に合格証書等の写しを添え、各学期の授業開始日の当月内に、学長に提出するものとする。
- 3 本学において履修したとみなす授業科目及び認定する単位数は、別表のとおりとする。
- 4 単位の認定は、教務委員会で審議し、決定するものとする。
- 5 単位の認定に係る授業科目の成績の評価は、S、A、B、C及び合格の評語に代えて「認定」で表示するものとする。
- 6 認定された単位は、卒業要件単位として換算するものとする。ただし、認定できる単位数は、5単位までとする。

### 附 則

この要項は、平成14年5月16日から施行する。

附 則（平15.5.15）  
この要項は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平16.4.1）  
この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平22.2.9）  
この裁定は、平成22年2月9日から施行する。

附 則（平23.2.9）  
この裁定は、平成23年2月9日から施行する。

附 則（平26.3.20）  
この裁定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.19）  
この裁定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3.7.1）  
この裁定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令4.2.18）  
この裁定は、令和4年2月18日から施行する。

別 表

単位を認定することができる学修の種類等

学 修 の 種 類	級 又 は 点 数	認定単位数	履修したとみなす授業科目
実用英語技能検定	準1級以上	2	総合英語 I
TOEFL (PBT)	550点以上	2	総合英語 II
TOEFL (CBT)	213点以上	2	総合英語 III (コミュニケーションのための英文法)
TOEFL (IBT)	79点以上	2	総合英語 III (健康とスポーツ関連の英語) 総合英語 III (英語多読・多聴) 総合英語 IV (アクティブリーディング) 総合英語 IV (スポーツ英語) 総合英語 IV (日常会話) 総合英語 IV (プレゼンテーション入門) 総合英語 V (海外留学) 総合英語 V (Q&Aのテクニック) 総合英語 V (アクティブコミュニケーション) 総合英語 VI (異文化コミュニケーション) 総合英語 VI (オリンピック) 総合英語 VII (実践プレゼンテーション) 総合英語 VII (海外で暮らす)
情報処理技術者試験	初級システム アドミニスト レータ試験、 基本情報技術 者試験又はそ れらと同等以 上とみなされ る区分の試験 の合格	2	情報処理 A

日本赤十字社が開講する救急法救急員養成講習会	救急法救急員認定証の取得	1	救急法実習
------------------------	--------------	---	-------

(注) 1 履修したとみなす授業科目については、本人の希望する科目に読み替えるものとする。

2 認定できる単位数は、5単位までとする。

(別紙様式)

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

課 程

学 年

学籍番号

氏 名

(署名)

下記の学修に合格しております(合格しました)ので、単位の認定をお願いします。

記

学修の種類及び級・点数	
合格した年月	
添付書類	
読み替え希望科目	
認定単位数	